

長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の徴収方法について

1. 基本は…

$$(申請する住戸が属する棟の住戸総数) \div (申請する住戸数) = (1 \text{ 住戸当りの申請手数料(円/戸)})$$

↑ 100 円未満切捨て

例 1) 総住戸数 10 戸の共同住宅のうち 10 戸を認定申請する場合

申請する住戸数：10 戸

- ・ 総住戸数 10 戸の建築物に対する申請手数料区分：176,500 円
- ・ 1 住戸当りの申請手数料は
 $176,500 \text{ 円} \div 10 \text{ 戸} = 17,650 \text{ 円} \rightarrow 17,600 \text{ 円}(100 \text{ 円未満切捨て})$
- ・ 申請する 10 戸の手数料の合計は、 $17,600 \text{ 円} \times 10 \text{ 戸} = 176,000 \text{ 円}$

例 2) 総住戸数 10 戸の共同住宅のうち 5 戸を認定申請する場合

申請する住戸数：5 戸
申請しない戸数：5 戸

- ・ 総住戸数 10 戸の建築物に対する申請手数料区分：176,500 円
- ・ 1 住戸当りの申請手数料は
 $176,500 \text{ 円} \div 5 \text{ 戸} = 35,300 \text{ 円} \rightarrow 35,300 \text{ 円}(100 \text{ 円未満切捨て})$
- ・ 申請する 5 戸の手数料の合計は、 $35,300 \text{ 円} \times 5 \text{ 戸} = 176,500 \text{ 円}$

例 3) 総住戸数 10 戸の共同住宅のうち 7 戸を認定申請する場合

申請する住戸数：7
申請しない戸数：3 戸

- ・ 総住戸数 10 戸の建築物に対する申請手数料区分：176,500 円
- ・ 1 住戸当りの申請手数料は
 $176,500 \text{ 円} \div 7 \text{ 戸} = 25,214 \text{ 円} \rightarrow 25,200 \text{ 円}(100 \text{ 円未満切捨て})$
- ・ 申請する 7 戸の手数料の合計は、 $25,200 \text{ 円} \times 7 \text{ 戸} = 176,400 \text{ 円}$